

## 介護サービスを利用される被災者の方々、介護サービス事業者の方々へ

福島県介護保険室 23.12.20

東日本大震災に係る介護サービス利用につきましては、平成 23 年 7 月 1 日から、介護保険施設、介護事業所等での取扱が変更となっております。

\*厚生労働省 平成 23 年 7 月 26 日 「介護サービスを利用される被災者の方々へ」参照

### 1 「免除証明書について」

利用者負担等が免除等となるためには、利用者負担の「免除証明書」等の提示が必要となります。

ただし、

福島県内、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の方は、免除期間終了まで免除証明書の提示が不要です。

免除となるのは、平成 24 年 2 月 29 日までです。

### 2 「食費及び居住費等の免除について」

食費及び居住費等の免除につきましては、平成 23 年 8 月 31 日までとされておりましたが、被災地の状況から当分の間継続することとされ、平成 24 年 2 月 29 日までの間の追ってお知らせする日までとなっております。

### 3 「食費及び居住費等の負担限度額認定証の有効期限の取扱について」

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の方は、市町村の行政機能に障害がありますことから、平成 23 年 9 月 1 日以降、有効期間が「平成 23 年 8 月 31 日まで」と記載されているなど、失効しているように見える認定証についても、平成 24 年 2 月 29 日まで、有効な認定証として取り扱うものとしています。



**平成23年7月1日から介護保険施設、介護事業所等での取扱いが下記のように変わりました。**

**1. 介護サービスを受ける際には、介護事業所等に「保険証」(被保険者証)の提示が必要です。**

**2. 利用者負担等が免除等となるためには、利用者負担の「免除証明書」等の提示が必要です。**

**3. 免除となるのは、平成24年2月29日までです(介護保険施設等の食費・居住費等の減免については、追ってお知らせする日までの間)。**

※なお、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った免除対象者の方は、支払った利用者負担等の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(利用者負担が免除される方)

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、以下の市町村の方は、右欄の日から免除証明書等の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮古市	平成23年 9月 1日
宮城県	女川町、東松島市	平成23年 8月 1日
	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成23年 9月 1日
	石巻市、南三陸町	平成23年 10月 1日
福島県	郡山市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	白河市	平成23年 9月 1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

**◎市町村への保険証や免除証明書等の申請を忘れずに。**

申請の方法等のお問い合わせは、市町村の窓口をお願いします。